

「福井新々元気宣言」推進に関する施策

「福井県民の将来ビジョン」に基づき、「福井新々元気宣言」の「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」に掲げられた政策等を実現するため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、次に掲げる施策・事業について重点的に実施します。

平成26年4月

会計管理者 緒 方 正 嗣

I 26年度の基本方針

適正な会計事務の執行と公金の的確な管理に努めます。

福井県財務規則および関係法令を遵守し、適正な会計事務の執行に努めます。

金融情勢を把握し、各所属と協力しながら、公金の的確な管理に努めます。

良質な工事の確保に努めます。

厳正な工事検査により、福井県が発注する建設工事の品質確保に努めます。

Ⅱ 26年度の施策

◇ 適正な会計事務の執行と公金の的確な管理

○適正な会計事務の執行

- ・全出先機関を対象として、法令等に基づいて事務処理が行われているか検査を実施します。
- ・所属長等による会計事務の統制や複数職員による会計処理を徹底します。
- ・会計事務に精通した職員を養成するための研修を新たに実施するなど研修制度の充実を図ります。

○公金の的確な管理

- ・支払準備金に余裕があるときは、安全かつ有利な資金運用をきめ細かに行います。
- ・支払資金が不足する際には、基金など県の内部資金の活用を図り、金融機関からの借入を縮減します。

◇ 良質な工事の確保

○安全管理や環境等に配慮した検査の充実

- ・通常の完成検査等に加え、工事工程の早い段階において、安全管理・施工管理・環境配慮等が適切に行われているかを事前通知なしに検査し、不適切な事項があれば受注者に対し改善を求めます。
- ・安全で利用しやすい公共施設となるよう、設計の検査段階はもとより、工事検査の段階においても設計や施工のチェックを行い、不具合があれば改善を求めます。